

令和5年10月11日
地域福祉課

地域福祉総合計画の進捗状況について

1 第3回地域共生社会推進会議

8月7日に第3回会議を開催。報告事項のほか、事務局より地域福祉総合計画の骨子案を提示し、説明を行った。(2ページ参照。)

計画全体の総称は、第2編に掲載している第5期地域福祉計画のほか、高齢、介護、障害等の計画を合本化する計画となるため、「地域福祉総合計画」としている。

第1編が「総論」となり、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者の各計画等の全てに関わる事項を記載。

構成としては、第1編の「総論」に始まり、第2編に成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の内容も盛り込んだ「地域福祉計画」、第3編に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、第4編が「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」となる。

第1編「総論」には、「計画策定の背景・趣旨」、「計画の位置づけ」、「計画の期間」などを示し、各福祉計画にかかる共通理念は「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」としている。最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」の基本理念から引用し、本計画共通の理念として定め、全ての人が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できる、地域共生社会の実現を目指すこととしている。(3ページ参照。)

また、全体に関わる「重層的支援体制整備事業」の実施体制の概要を盛り込むほか、青梅市における圏域の考え方も掲げる。(4ページ参照)

地域福祉の推進には、地域の多様な主体が、分野や世代を超えて共に参加・協力し、各分野と連携をするとともに、地域の社会資源を活かしながら、問題の発見・解決を図る必要があるが、青梅市では、現行計画と同様に、3層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備する。

第1層には、市全域を対象とした専門的、広域的な対応を行う区

域、第2層では、身近な地域で専門的な対応を行う区域、第3層は、自治会やボランティア活動など地域で組織して対応する区域を設定。青梅市の日常生活圏域は、これまでと同様の第2層となる。

以上の「圏域の考え方」までが主な「第1編 総論」の内容となるが、この「総論」と地域福祉計画の骨子案を第3回推進会議に報告し、推進会議での議論では、地域で身近な福祉相談ができる場所が必要であることから、市民センター11か所に福祉総合相談窓口の設置し、地域福祉コーディネーターを配置すること、支援が必要とされている方にアウトリーチをしていくこと、また、地域課題を分析できていないため、各支会ごとのデータを分析するためシステムを構築する必要があることなどが協議され、委員全員の意見が一致となった。

2 地域共生社会推進会議臨時会

10月11日に地域共生社会推進会会長の意向により、各計画の進捗状況や課題等の共通認識を深めることを目的に、当会議の臨時会として、「地域共生社会推進会議」のほか、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定部会」、「障害者計画等検討委員会」、「成年後見制度利用促進審議会」に加え、合本化はしないものの地域福祉計画との両輪となる社会福祉協議会の「地域福祉活動計画策定委員会」の5つの会議体の正副会長が集まる会議を開催した。

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定部会」からは、土田会長は都合が合わず欠席となったが、菅沼副会長が出席された。

農福連携、産業との連携や社会資源を共有する多職種連携の必要性のほか、移送支援の問題などが挙げられ、各計画との課題の共通認識が図られた。

また、現在、地域福祉計画および高齢・介護の計画は、各論の作成に取り組んでおり、障害の計画も今月開催される障害者計画等検討委員会に骨子案を提示した後、各論の作成に入る予定であるが、全体の計画が形となった1月頃に、再度正副会長会議を開催し、全体の意見交換等を行う必要がある旨の意見が出されたため、今後事務局において、開催の調整を行う。

地域福祉総合計画の構成について

現時点での計画の構成案は以下のとおりです。

地域福祉総合計画 全体構成案

第1編 総論

- 第1章 計画の策定に当たって
- 第2章 計画改定の考え方
- 第3章 データからみる市の現状
- 第4章 計画の全体像（重層的支援体制整備事業実施計画含む）
- 第5章 計画の進行管理

第2編 地域福祉計画

（成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画含む）

- 第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題
- 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系
- 第3章 取組内容
- 第4章 取組事例

第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- 第1章 高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題
- 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系
- 第3章 取組内容
- 第4章 介護保険サービスの事業量見込みと介護保険料の設定

第4編 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

- 第1章 障害者・児福祉を取り巻く現状と課題
- 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系
- 第3章 取組内容
- 第4章 障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み

資料編

3 福祉分野共通理念（案）

多様性を認め合い、 みんなが健やかに暮らせるまち

最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」では、青梅の人々が、青梅を楽しみながら健やかに安心して暮らすことを目指し、「あそぼうよ！青梅」の姿勢を基本に、次の3つの基本理念を掲げています。

- 豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち
- 多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち
- 歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち

このうち、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」を本計画共通の理念として定め、全ての人が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できる、地域共生社会の実現を目指します。

※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

4 圏域の考え方

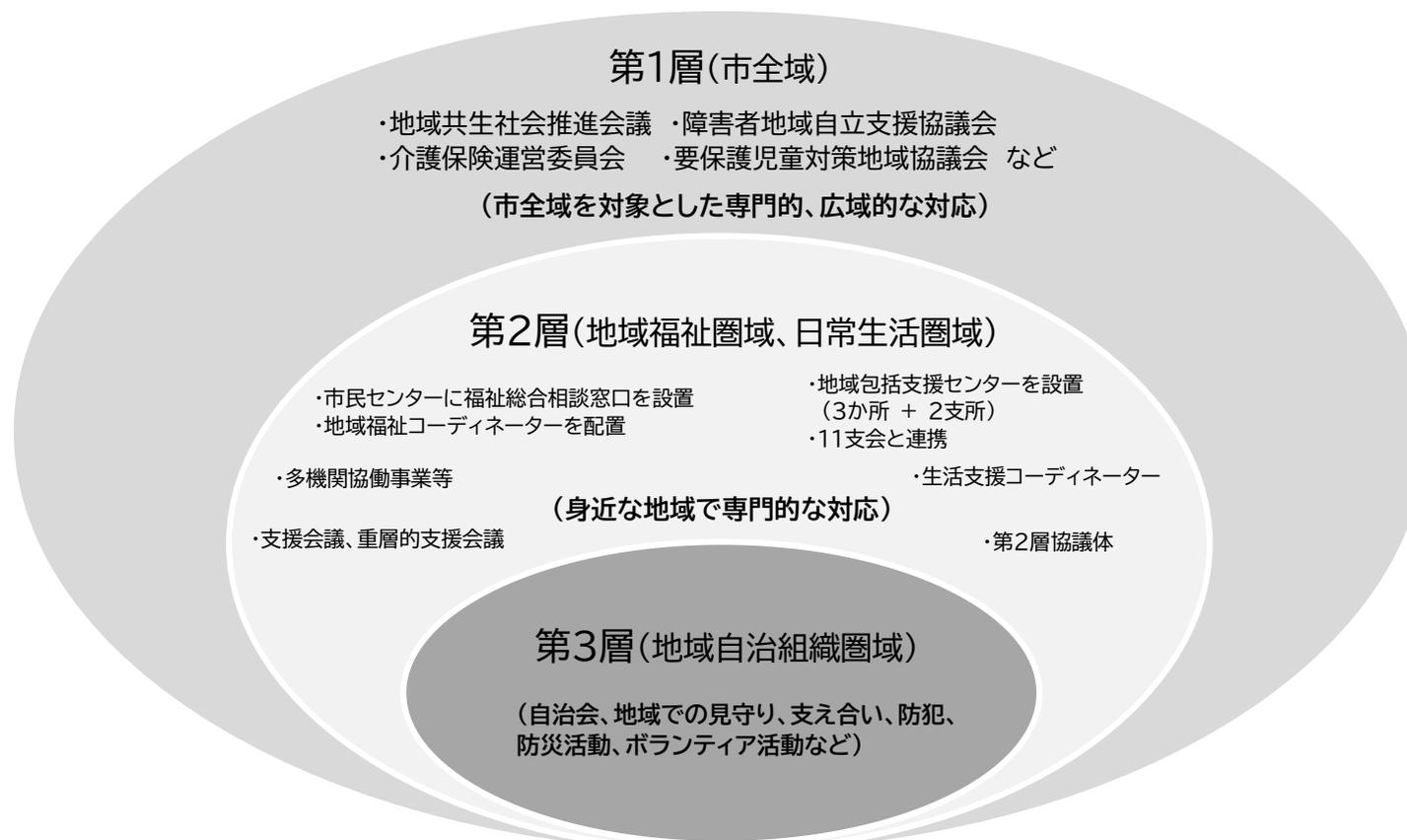
地域福祉の推進には、地域住民や地域の多様な主体が、分野や世代を超えて共に参加・協力し、保険・医療・福祉関係者等の各分野と連携するとともに、地域の社会資源も生かしながら、問題の発見・解決を図ることが必要です。

地域には、異なるレベルの圏域が重層的に重なり合っており存在しますが、青梅市においては、3層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備しています。

介護保険事業計画では、現在各中圏域に1か所設置している地域包括支援センター(3か所)に2つの支所を加える体制で展開しており、身近な相談支援体制の更なる構築に取り組んでいます。

このため、本計画期間において新たな5地区を拠点とした総合相談窓口の展開を検討するとともに、日常生活圏域の検討を行います。

青梅市における圏域の考え方



音声コード

5 各計画策定背景

(1) 地域福祉計画策定背景

本市では、平成16年3月に青梅市地域福祉計画を策定し、その後の社会潮流や新たな制度、法律等への対応を含め、改定を重ねながら地域福祉の推進に取り組んでいます。

この間の我が国における福祉制度・政策は、こども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や、虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、支援体制の構築を進めてきました。

一方で、いわゆる「8050」やダブルケア、ヤングケアラーなど、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースや、既存の制度の対象となりにくいケースが明らかとなっています。

このような状況を踏まえ、国では、全ての人が住み慣れた地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」を実現するため、令和2年に社会福祉法を改正し、包括的支援体制の構築の取組の一つとして、重層的支援体制整備事業を進めることとしました。

本市では、平成31年に第4期青梅市地域福祉計画を策定したのち、令和3年度に重層的支援体制整備事業への移行準備を開始し、地域福祉コーディネーターの配置、既存の連携体制強化による相談支援の充実等に取り組んできたところです。

このような潮流のなか、地域福祉の推進に関する総合的な計画である第4期青梅市地域福祉計画および分野別の福祉計画である第8期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画、第5期青梅市障害者計画、第6期青梅市障害福祉計画、第2期青梅市障害児福祉計画が令和5年度をもって計画期間満了を迎えることから、これらを合本して策定するとともに、新たに重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進基本計画を加え、本市の地域福祉の一層の推進に向けて本計画を策定するものです。

《国の主な動向》

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

公布

平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」とこととされました。

この地域共生社会の実現を目指し、平成28年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げたほか、平成29年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正(平成30年4月施行)され、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされました(第107条)。また、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」(第107条第1項第1号)や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」(第106条の3第1項各号)が、計画に盛り込むべき事項として定められたほか、他の分野別計画の「上位計画」として位置付けられました。

さらに、令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の構築の取組の一つとして、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とする「重層的支援体制」の整備が行政に対して求められています。

〈参考〉社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備

「孤独・孤立対策の重点計画」策定

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)にもとづき、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめた「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました(令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定)。この計画は、毎年度を基本としつつ必要に応じて、計画全般の見直しの検討を行うこととなっており、現在、令和4年12月に改定された計画にもとづき取り組まれています。

新型コロナウイルス感染症拡大による生活環境等の変化(令和2年～)

令和2年以降、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大(以下「コロナ禍」という。)し、市民生活や行政活動の大きな影響を与えました。これらの変化や社会的な混乱は、地域住民が抱える生活課題をより一層顕在化させています。

国「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年)

平成28年に成年後見制度利用促進についての基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が施行され、その後、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。同法では、市町村計画の策定を努力義務としているほか、国の基本計画では市町村の役割として、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた中核機関の設置等を求めています。

〈参考〉成年後見制度の利用の促進に関する法律

(市町村の講ずる措置)

第一四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

二 略

国「第二次再犯防止推進計画」(令和5年)

平成28年に再犯防止等の推進についての基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、その後、平成29年に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。同法では、市町村計画の策定を努力義務としているほか、国の計画では市町村の役割として、身近な基礎自治体としての適切なサービス提供、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくり等を求めています。

〈参考〉再犯の防止等の推進に関する法律

(地方再犯防止推進計画)

第八条

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

二 略

こども基本法の成立、こども家庭庁の設置(令和5年4月1日)

日本が平成6(1994)年に批准したこどもの権利条約に対応するための国内法としてこども基本法が成立(令和5年4月1日公布)しました。心身の発達の過程にある人を「こども」と定義し、権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律となっています。

また、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現を目的に、内閣府の外局として、こども家庭庁を令和5年4月1日に設立しました。

認知症基本法成立(令和5年6月)

全国的に認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症施策に関する基本理念を定め、総合的かつ計画的に認知症施策を推進するための法律として成立しました。

国に対策の基本計画策定を義務づけ、自治体には地域事情に応じた市町村認知症対策推進計画の策定が努力義務となっています。

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定背景

平成12年に開始した介護保険制度は開始から約25年を迎え、高齢化の一層の進行、地域課題の多様化といった社会情勢にあわせて制度改正が行われる中で運用されてきました。平成24年から開始した第5期介護保険事業計画においては「2025年を見据えた地域包括ケアシステム」の考え方が提示され、その後も制度改正を通して介護予防・健康づくりや地域との共生の視点が深められてきました。今期計画である第9期計画は、2025年（令和7年）を計画期間中に迎える計画であり、地域包括ケアシステムの実現及びその一層の深化が求められています。

本市では令和3年に、市制施行70周年という節目の年を迎えることを契機として、いつまでも生きがいをもって暮らせるまちの実現に向け「青梅市高齢者憲章」を制定し、令和3年10月23日開催の市制施行70周年記念式典において発表を行いました。憲章では、高齢者が健康づくりに取り組み、地域で参加・活躍する中で、自立・共生して暮らす、高齢者が輝くまちを目指すことが掲げられています。

第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「高齢・介護計画」という。）は、地域包括ケアシステムの実現及び一層の深化と高齢者憲章の具現化を図り、本市の高齢者施策を総合的に推進するための計画として策定します。

第9期の介護保険制度改正の主な内容について

第9期介護保険事業計画の基本指針においては、計画期間中に団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることや、今後生産年齢人口が急減することを踏まえ、以下の3つの見直しのポイントが示されました。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みを適切に捉え、地域資源を有効に活用しながら介護サービス基盤を計画的に確保する
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加に対応するため、医療・介護の連携を強化する

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・地域包括ケアシステムを推進し、地域共生社会（制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、多様な主体が支え合う社会）を実現する基盤とする。
- ・地域包括支援センター等において、属性や世代を問わない包括的な相談支援の体制を図る。

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材の確保に向けて、人材育成や離職防止等の取組を推進する。

音声コード

(3) 障害者計画等策定背景

国では、障害のある人も普通に暮らし、地域の一員としてともに生きる社会作りを目指して、障害者福祉サービスをはじめとする障害保健福祉施策が推進されています。

平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されました。平成 30 年 4 月には、障害福祉サービスおよび障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

平成 26 年 1 月には、「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」をスローガンとする国連の「障害者の権利に関する条約」を批進しました。また、平成 28 年 4 月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」ならびに雇用の分野における障害者に対する差別の禁止および障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

そのほかにも、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者文化芸術推進法」や、障害があっても読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法」など、障害の有無にかかわらず、様々な形で社会参加や文化活動を支援するための法律が整備されています。

また、令和3年9月には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。

さらに、令和4年5月には障害者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害者計画の策定や変更に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

青梅市では、「味わいのある人生を歩もう～だれもがその人らしく暮らせる共生のまちづくり～」を基本理念として第5期障害者計画を策定するとともに、令和3年には第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画を策定し、障害者施策、障害福祉施策を推進してきました。

本計画は、これらの計画が令和5年度をもって終了することから、新たに令和6年度を初年度とする障害者計画第6期・第8期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定するものです。

6 各計画施策体系

(1) 地域福祉計画施策体系

基本目標	基本方針	基本施策
顔見知りの関係づくり	(1)福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育の推進 ● 福祉教育の推進
	(2)地域の居場所・活躍の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における交流機会の創出 ● 当事者・家族同士の交流支援 ● 社会参加に向けた支援
	(3)見守り・防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 見守りネットワークの充実 ● 防犯対策の推進
	(4)快適なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉のまちづくりの推進
多様な主体による支え合い活動の推進	(1)地域福祉活動の担い手となる人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動者・ボランティアの育成
	(2)ボランティア等の社会福祉活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動継続に向けた支援 ● 社会福祉法人との連携強化
	(3)防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に備えた連携体制の構築
包括的な支援体制の整備・強化	(1)包括的な相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談の受け止め・コーディネート機能の充実 ● 分野別相談窓口の機能強化
	(2)複合化した地域課題を解決するための体制づくり 【青梅市再犯防止推進計画】	<ul style="list-style-type: none"> ● 分野横断的な連携体制の構築 ● 複合課題や制度の狭間への対応
	(3)サービス提供事業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度の周知・普及 ● サービスの質の向上
	(4)権利擁護や成年後見制度の推進 【青梅市成年後見制度利用促進基本計画】	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護の推進 ● 虐待防止対策の推進

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画施策体系

以下の施策体系をもとに、基本理念「高齢者がいきいき暮らすまち」の実現に向けた取組を推進します。

基本目標	基本方針	基本施策	
1 支える側も 支えられる側も いきいきと過ごせる 暮らしづくり	(1) 生きがいづくり・介護予防等の推進	○健康づくりのための継続的な支援 ○社会参加の機会の充実 ○移動支援サービスの充実	○健康のための体づくり ○高齢者の就労支援 ○敬老事業の推進
	(2) 住民主体の生活支援の推進	○地域で支え合う体制づくり ○介護する家族への支援	○地域の見守り体制の充実
	(3) 介護人材の確保等、事業者への支援	○介護人材対策の推進 ○デジタル化の推進	
2 安心して暮らせる 地域づくり	(1) 安全・安心なまちづくり	○権利を守る取組の推進 ○感染症・熱中症予防の推進 ○バリアフリーの推進	○災害対策の推進 ○防犯対策の推進
	(2) 認知症施策の充実	○認知症に関する普及・啓発に向けた取組 ○社会参加に向けた支援 ○適切なサービス提供に向けた取組	○認知症予防の推進 ○介護する家族への支援
3 持続可能な 福祉の仕組みづくり	(1) 地域包括ケアシステムの深化	○在宅で生活を続けるための支援 ○介護予防のための取組 ○相談体制の充実	○多様な住まいの確保 ○多職種による連携
	(2) 介護保険サービスの充実と適正運営	○介護保険サービスの適正な給付	○介護保険サービスの整備

(3) 障害者計画等施策体系

青梅市障害者計画（第6期）・第8期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定にあたり、これまで個別で策定していた福祉分野の計画の一体化を進めています。障害福祉分野に加え、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と一体となった計画とし、総合長期計画に合わせた福祉分野共通理念（案）の設定を検討しています。

青梅市障害者計画（第6期）においても総合長期計画の考え方に沿った基本理念、計画体系の更新を予定しています。

基本理念については、総合長期計画 施策分野1 健康・医療・福祉/1-5 障がい者福祉の充実 の目指す姿と共通の理念とします。

計画体系については、総合長期計画 施策分野1 健康・医療・福祉/1-5 障がい者福祉の充実 の施策の方向性を踏まえ、現行計画の体系を次ページ図のように整理しました。今後事業の掲載内容と合わせ、調整を進めます。

■青梅市障害者計画(第5期)の基本理念

味わいのある人生を歩もう
～だれもがその人らしく暮らせる共生のまち青梅～



■青梅市障害者計画(第6期)

インクルーシブ社会が実現するまち

■現行計画の体系

1-1 共生社会の形成	(1) ノーマライゼーションの推進	ア 普及啓発 イ 情報バリアフリーの促進 ウ 意思疎通支援の充実 エ 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組
	(2) ボランティア活動の促進	イ ボランティア・市民活動センターの拡充 ウ NPO法人、ボランティア団体の活動支援
	(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興	ア 文化活動等の支援 イ 障害者スポーツの振興
	(4) 交流機会の拡大	ア イベント事業等の充実 イ 地域における交流機会の創出
1-2 生活支援の推進	(1) 情報提供・相談支援の充実	ア 障害者サポートセンターの充実 イ 地域移行の推進 ウ 権利擁護の推進
	(2) 障害福祉サービスの充実	ア 自立支援給付の充実 イ 地域生活支援事業の充実 ウ 一般サービスの充実
	(3) 保健・医療の充実	ア 生活習慣病等の疾病等の予防 イ 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実 ア 障害児保育
	(4) 障害児支援の体制の確保	イ 相談支援体制の充実 ウ 特別支援教育の充実 エ 特別支援学校等との連携の推進 ア 地域自立支援協議会の機能の充実
	(5) 切れ目のない支援体制の整備	イ 療育ネットワークの構築 ウ 家族、保護者への支援の強化
1-3 自立支援の推進	(1) 就労の促進	ア 障害者就労支援センターの充実 イ 公共職業安定所（ハローワーク）等との連携 ウ 企業や福祉施設とのネットワークの構築
	(2) 経済的自立の支援	ア 年金・手当等の支援 イ 権利の擁護 ア 居住支援
	(3) 住居の確保	イ グループホームの充実 ウ 居住環境の整備
1-4 快適なまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	ア 東京都福祉のまちづくり条例の促進 イ 公共施設のバリアフリー化の推進 ウ 住宅のバリアフリー化の促進 エ 公共交通機関のバリアフリー化の促進 オ 心のバリアフリー
	(2) 防災・防犯対策の充実	ア 防災対策の推進 イ 防犯対策

■総合長期計画との整合を図った体系案

目標	施策の方針	施策
1 障がいに対する理解促進・差別解消	(1) ノーマライゼーションの推進	ア 普及啓発 イ 情報バリアフリーの促進 ウ 意思疎通支援の充実 エ 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組
	(2) ボランティア活動の促進	イ ボランティア・市民活動センターの拡充 ウ NPO法人、ボランティア団体の活動支援
	(3) 福祉のまちづくりの推進	ア 東京都福祉のまちづくり条例の促進 イ 公共施設のバリアフリー化の推進 ウ 住宅のバリアフリー化の促進 エ 公共交通機関のバリアフリー化の促進 オ 心のバリアフリー
	(4) 防災・防犯対策の充実★	ア 防災対策の推進 イ 防犯対策
2 生活支援・サービス・相談支援体制の充実	(1) 情報提供・相談支援の充実★	ア 障害者サポートセンターの充実 イ 地域移行の推進 ウ 権利擁護の推進 ア 自立支援給付の充実
	(2) 障害福祉サービスの充実	イ 地域生活支援事業の充実 ウ 一般サービスの充実
	(3) 保健・医療の充実	ア 生活習慣病等の疾病等の予防 イ 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
	(4) 経済的自立の支援	ア 年金・手当等の支援 イ 権利の擁護
	(5) 住居の確保	ア 居住支援 イ グループホームの充実 ウ 居住環境の整備
	(6) 支援ネットワークの整備	ア 地域自立支援協議会の機能の充実★
3 障害特性に応じた療育・教育	(1) 障害児支援の体制の確保	ア 障害児保育 イ 相談支援体制の充実 ウ 特別支援教育の充実 エ 特別支援学校等との連携の推進
	(2) 切れ目のない支援体制の整備	ア 療育ネットワークの構築 イ 家族、保護者への支援の強化
4 就労支援・居場所づくりの推進	(1) 学習・文化・スポーツ活動の振興	ア 文化活動等の支援 イ 障害者スポーツの振興
	(2) 交流機会の拡大	ア イベント事業等の充実 イ 地域における交流機会の創出
	(3) 就労の促進	ア 障害者就労支援センターの充実 イ 公共職業安定所（ハローワーク）等との連携 ウ 企業や福祉施設とのネットワークの構築

※★印は今後特に検討が必要な箇所です。

※色塗りは名称が変わっている箇所です。